○内閣府告示第二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年五月十二日内閣府告示第百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年二月二十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年二月十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県、淡路市、洲本市及び南あわじ市

三　構造改革特別区域の名称　くにうみツーリズム特区

四　構造改革特別区域の範囲　淡路市、洲本市及び南あわじ市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）

○内閣府告示第二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年二月二十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年二月十三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長浜市

三　構造改革特別区域の名称　ホスピタリティ都市構想特区

四　構造改革特別区域の範囲　長浜市の区域の一部（旧長浜市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）